

## 1 中間検査の対象となる建築物について

### 平成28年富士市告示第165号 (抜粋)

#### 2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

##### (1) 階数が3以上のもの

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

富士市での中間検査は、告示の2(1)に該当する中規模以上の建築物と2(2)に該当する住宅等を対象としています。

#### (1) 対象建築物の判断について

対象となる工事種別は、新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）になり、規模・用途については新築等に係る部分の「階数」「床面積の合計」及び「用途」で判断することになります。

また、「一の建築物における」について、例えば同一敷地内に用途上不可分の建築物を複数新築する場合は、それぞれの棟ごとに対象になるかどうかを判断することになります。

ただし、法第85条（仮設建築物）の適用を受けるものは除かれます。

#### (2) 「階数」について

一の建築物における新築等に係る部分の階数が、地階か地上階かを問わずその合計で判断することになります。

なお、階数については建築基準法施行令第2条第1項第8号に規定されているとおり、建築物の部分によって階数を異にする場合はその最大なものにより、昇降機塔などの屋上部分や地階の機械室などの建築物の部分で水平投影面積の合計が建築面積の1/8以下のものは階数に算入しません。

#### (3) 「床面積の合計」について

床面積については、一の建築物における新築等に係る部分の床面積の合計としていることから、例えば一の建築物において2ヶ所以上増築する場合、当該増築部分の床面積の合計によって中間検査の対象になるかどうか判断することになります。

#### (4) 「用途」について

用途については、一の建築物における新築等に係る部分の用途としていることから、例えば、既存部分の用途が一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）（以下「住宅等」という。）であっても増築部分の用途が住宅等でない場合は中間検査の対象となりません。また、新築等に係る部分が住宅等とその他の用途を併用する場合は、

新築等に係る部分全体が中間検査の対象となります。

a. 部分における「住宅等」について

新築等に係る部分に住宅等の機能の一部を有する場合は中間検査の対象となります。ただし、非居室のみの場合は対象外とします。

b. 一戸建て住宅の「はなれ」の取扱いについて

一戸建て住宅の「はなれ」の新築については、運用上、60㎡を超えるもののみを中間検査の対象とします。

c. 「児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）」について

児童福祉施設等に入所する者（施設に住んで生活する者）が使用する寝室を有する場合は中間検査の対象となります。ショートステイなどの短期入所についても含みます。

新築等に係る部分に入所する者が使用する寝室がない場合は、中間検査の対象となりません。

管理人等が使用する寝室については、住宅として使用している場合は、一戸建て住宅とその他の用途を併用する建築物になるため、中間検査の対象となります。管理人等の当直用の寝室のみを有している場合は、中間検査の対象となりません。

中規模以上の建築物 →→→→→事例集 1

住宅等 →→→→→事例集 2

2 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程について

平成28年富士市告示第165号（抜粋）

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程は以下のとおりとする。この場合において、対象となる建築物は、2(1)に掲げる建築物とする。

ア 基礎に鉄筋を配置する工事を特定工程とする。

イ 基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事等に関する中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程は次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事

特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事
----------	-------------------------------------	---	--	---	------------

備考 この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

(1) 主要な構造について

建方工事等に関する特定工程及び特定工程後の工程は、表中「中間検査を行う建築物の構造」の欄に規定する主要な構造に応じてそれぞれ規定しています。

主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいいます。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなします。

→→→→→事例集3

(2) 特定工程について

特定工程については、一の建築物における新築等に係る部分に適用されます。

基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程については、主要な構造の区分にかかわらず、一の建築物の基礎工事が対象となります。よって2以上の異なる構造を有する建築物であっても、全ての基礎工事が対象となります。また、基礎としてプレキャストコンクリート製品を配置し、それらを接合する工事の場合は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事が特定工程となります。ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事が無い場合は、当該製品を配置する工事が特定工程となります。(参考：平成19年7月18日国住指第1648号「プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について(技術的助言)」)

建方工事等に関する特定工程及び特定工程後の工程については、主要な構造の区分に応じてそれぞれ規定しています。よって中間検査の対象となる建築物の構造が1であれば、当該構造が主要な構造になり、2以上の異なる構造を有する建築物であれば主要な構造と判断した構造部分に係る建方工事等が対象となります。また、主要な構造が木造または鉄骨造の一戸建て住宅で、「工場生産による一体型または組み立て式のもの」については、運用上、建方工事等に関する特定工程の「構造耐力上主要な軸組」を「構造耐力上主要な軸組を構成する部材」と読み替え、特定工程後の工程は「構造耐力上主要な軸組を構成する部材の接合部を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)」とします。

→→→→→事例集4

(3) 法で定める特定工程と富士市の告示で定める特定工程を含む場合について

階数が3以上である共同住宅で床及びはりに鉄筋を配置する工事を有する物件では、法第7条の3第1項第1号で定める特定工程と富士市の告示で定める特定工程の2つの特定工程を含む場合があります。2つの特定工程を含む場合には、それぞれの特定工程に係わる工事を終えた後に、中間検査を受ける必要があります。

→→→→→事例集5

(4) 複数の工区に分けて施工する場合の取扱いについて

2以上の部分がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する一の建築物を新築する場合で、それぞれの部分を工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区で中間検査を受ける必要があります。

2以上の部分がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する場合に限らず、施工の都合等により工区分け等を行う場合は、それぞれの工区等で中間検査を受ける必要があります。ただし、複数の工区等のいずれもが、同時に特定工程に係る工事を終え、かつ特定工程後の工事を施工していない状態で検査を行うことが可能であれば、当該工区等を一度に検査することができます。

基礎工事に関する工程（鉛直方向）において、基礎の配筋を全て完了する前にコンクリートを先行打設する場合は、最初の打設※を行う前の工程（原則として基礎梁の下端筋が見える状態とする）を特定工程とします。この場合、残りの部分の基礎の配筋については、建方工事等に関する中間検査で確認することになります。

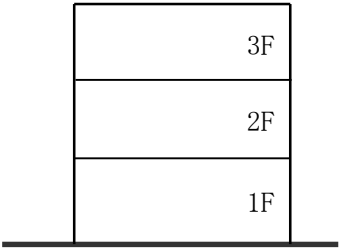
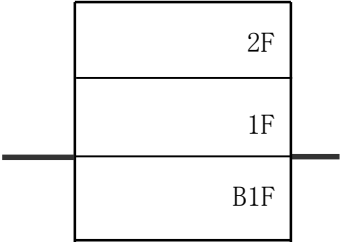
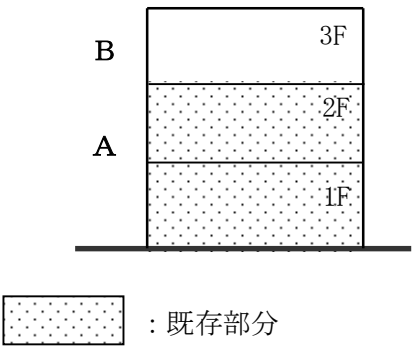
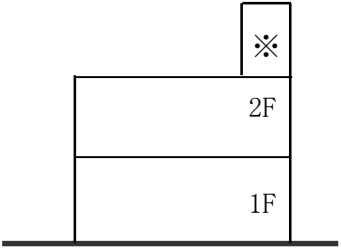
※一部のピット等のみを先行打設する場合は、その次の打設とする。

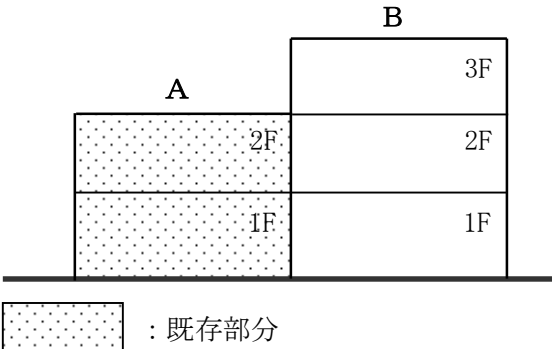
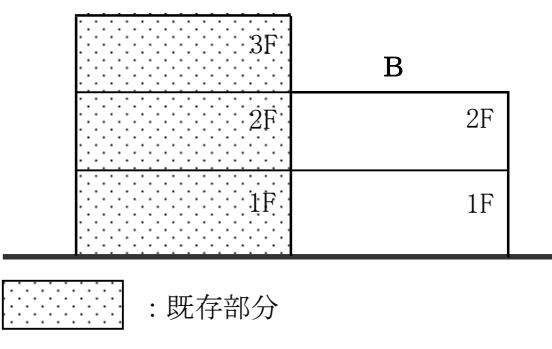
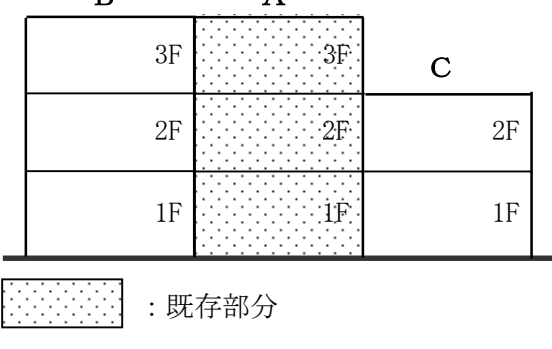
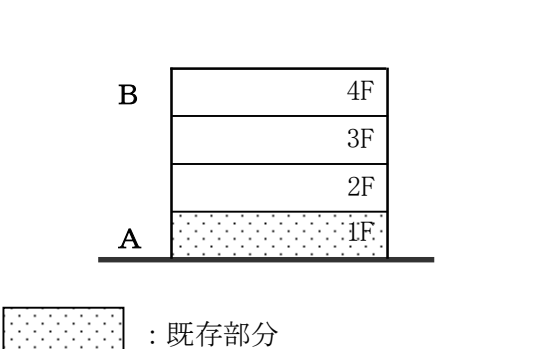
『基礎』：次の①及び②を基礎とする

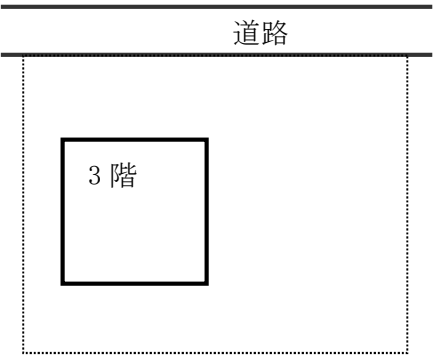
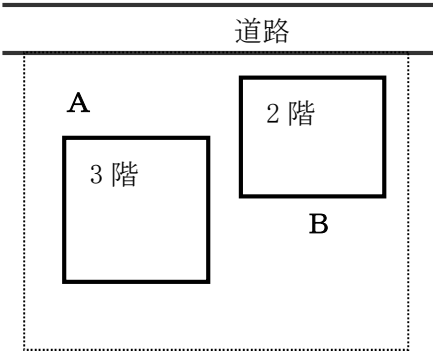
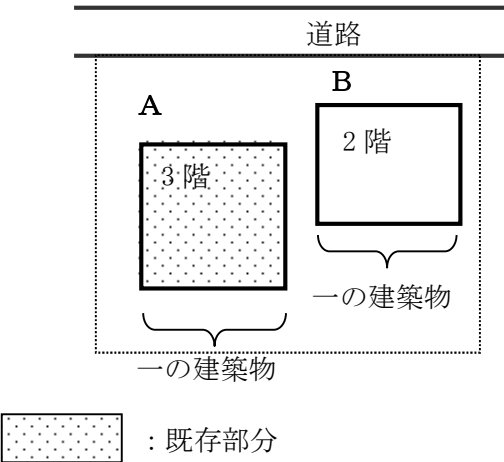
- ① フーチング、耐圧版等（杭を除く）：上部構造の応力を直接、または杭を介して地盤に伝えるために設けられた構造部分
- ② 基礎梁

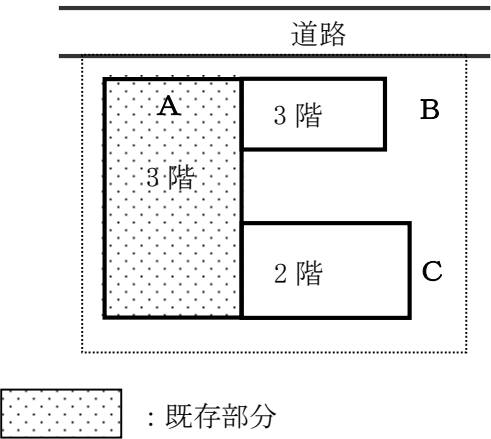
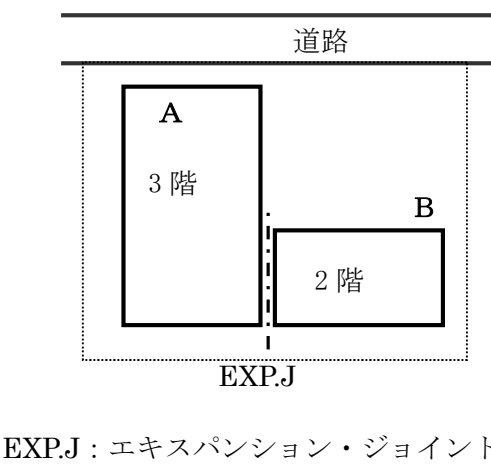
→→→→→事例集6

## 事例集 1 階数が3以上のもの

	事例（断面図）	解説
1		<p><b>【必要】</b>            地上3階の建築物を新築する事例です。            一の建築物における新築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。</p>
2		<p><b>【必要】</b>            地上2階地下1階の建築物を新築する事例です。            一の建築物における新築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。</p>
3		<p><b>【不要】</b>            地上2階の既存建築物Aの上部に、階数1の部分Bを増築する事例です。            増築後に1棟の建築物として階数が3となりますが、一の建築物における増築に係る部分の階数が3以上ではないため、中間検査の対象となりません。</p>
4	 <p>※階数に算定されない昇降機塔</p>	<p><b>【不要】</b>            地上2階の建築物を新築する事例です。            この事例では最上部の昇降機塔は階数に算入されず、一の建築物における新築に係る部分の階数は3以上ではないため、中間検査の対象となりません。</p>

	事例（断面図）	解説
5	 <p style="text-align: center;">: 既存部分</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>地上2階の既存建築物Aに、地上3階の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。</p>
6	 <p style="text-align: center;">: 既存部分</p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>地上3階の既存建築物Aに、地上2階の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物として階数が3となりますが、一の建築物における増築に係る部分の階数が3以上ではないため、中間検査の対象となりません。</p>
7	 <p style="text-align: center;">: 既存部分</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>地上3階の既存建築物Aに、地上3階の部分Bと地上2階の部分Cを増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の最大の階数が3以上のため、B・C共に中間検査の対象となります。</p>
8	 <p style="text-align: center;">: 既存部分</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>地上1階の既存建築物Aの上に、階数3の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。</p>

	事例（平面図）	解説
9		<p><b>【必要】</b>  地上3階の建築物を新築する事例です。  一の建築物における新築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。</p>
10		<p><b>【Aは必要 Bは不要】</b>  同一敷地内に用途上不可分の地上3階の建築物Aと地上2階の建築物Bを2棟新築する事例です。  建築物Aについて、一の建築物として新築に係る部分の階数が3以上のため、中間検査の対象となります。  建築物Bについては、一の建築物として新築に係る部分の階数が3以上ではないため、中間検査の対象となりません。</p>
11		<p><b>【不要】</b>  地上3階の既存建築物Aの敷地内に、階数2の付属建築物Bを増築（一の建築物としては新築）する事例です。  建築物Bについて、一の建築物として新築に係る部分の階数が3以上ではないため、中間検査の対象となりません。</p>

	事例（平面図）	解説
12	 <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">A      3階      B</p> <p style="text-align: center;">3階</p> <p style="text-align: center;">2階      C</p> <p>□ : 既存部分</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>地上3階の既存建築物Aに、地上3階の部分Bと地上2階の部分Cを増築する事例です。一の建築物における増築に係る部分の最大の階数が3以上のため、B・C共に中間検査の対象となります。</p>
13	 <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">A      B</p> <p style="text-align: center;">3階</p> <p style="text-align: center;">2階</p> <p style="text-align: center;">EXP.J</p> <p>EXP.J : エクスパンション・ジョイント</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>構造上独立した地上3階の建築物Aと地上2階の建築物Bを、エクスパンション・ジョイントを介して1棟を新築する事例です。一の建築物として最大の階数が3以上のため、A・B共に中間検査の対象となります。</p>

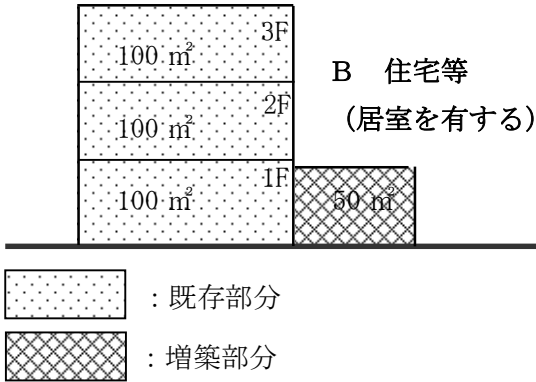
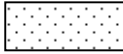



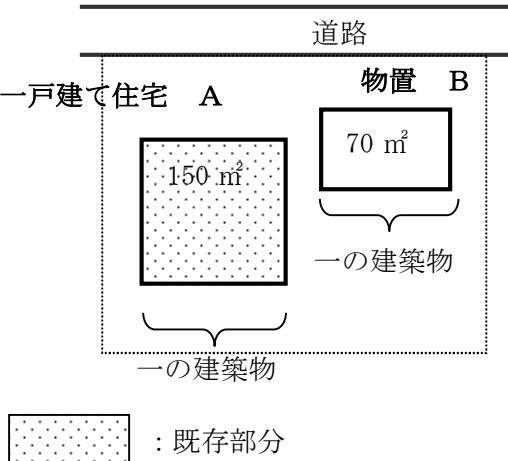
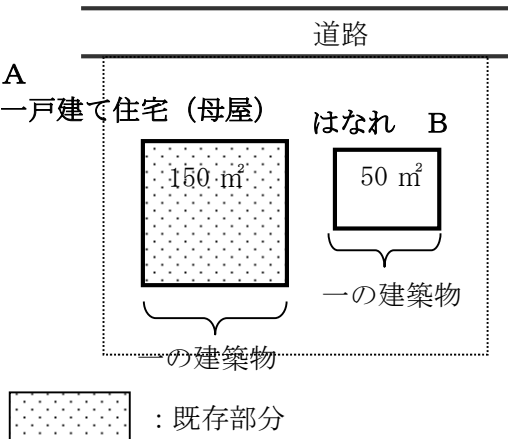
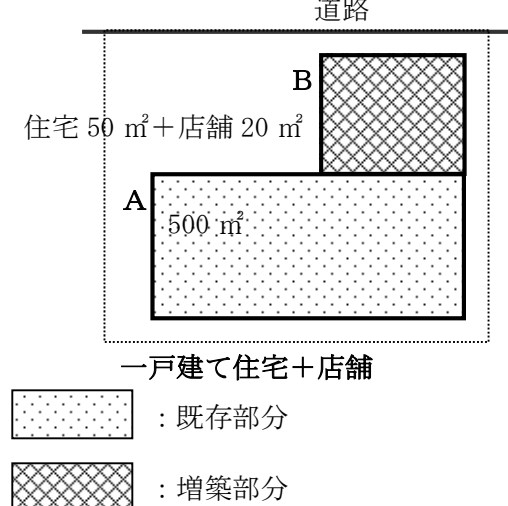
**事例集2 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寢室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。**

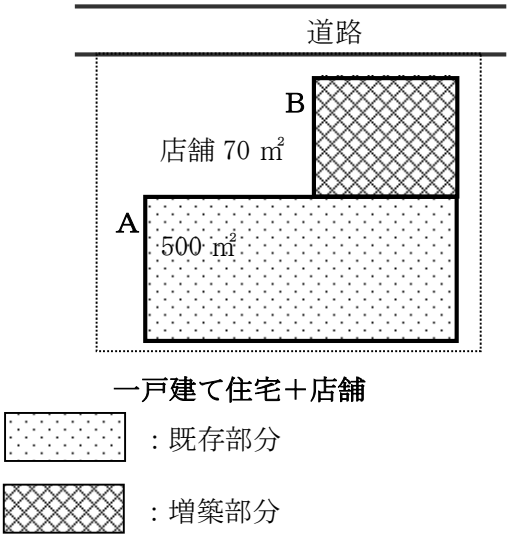
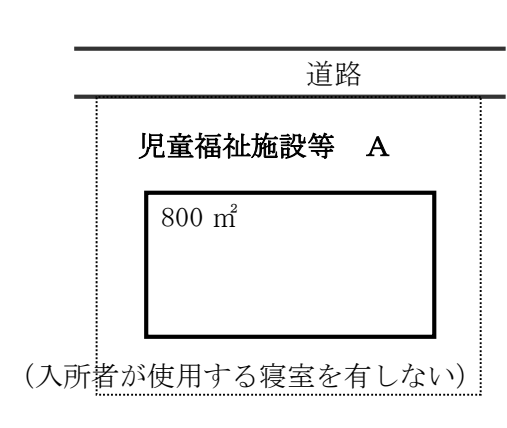
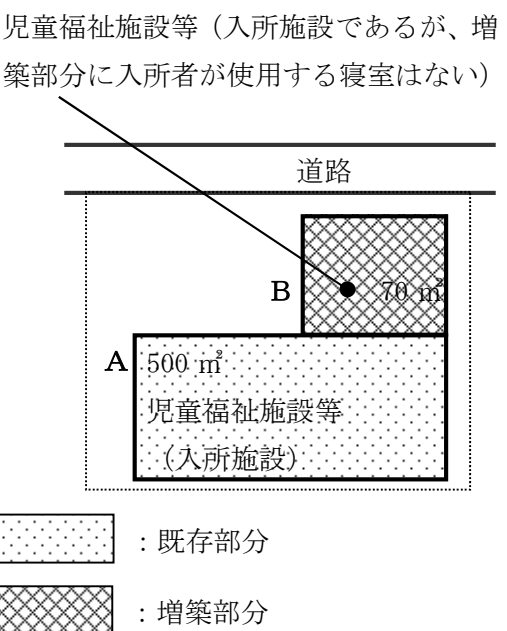
**※階数が3以上のものについては事例集1をご確認ください**

【語句】住宅等・・・一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寢室を有するものに限る。）

	事例（断面図）	解説
1	<p>一戸建て住宅</p> <p>50 m<sup>2</sup></p>	<p>【必要】</p> <p>床面積の合計が50 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅を新築する事例です。</p> <p>一の建築物における新築に係る部分が一戸建て住宅なので、中間検査の対象となります。（住宅等の新築の場合は、面積に関係なく中間検査の対象となります。）</p>
2	<p>一戸建て住宅 (寝室+納戸)</p> <p>50 m<sup>2</sup></p> <p>  : 既存部分   : 増築又は改築部分         </p>	<p>【不要】</p> <p>既存一戸建て住宅に50 m<sup>2</sup>の寝室・納戸を増築又は改築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築又は改築に係る部分が、一戸建て住宅の機能の一部である居室ですが、面積が60 m<sup>2</sup>を超えないため、中間検査の対象となりません。</p>
3	<p>一戸建て住宅 (洋間+寝室+納戸)</p> <p>100 m<sup>2</sup></p> <p>  : 既存部分   : 増築又は改築部分         </p>	<p>【必要】</p> <p>既存一戸建て住宅に100 m<sup>2</sup>の洋間・寝室・納戸を増築又は改築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築又は改築に係る部分が、一戸建て住宅の機能の一部である居室で、面積が60 m<sup>2</sup>を超えるため、中間検査の対象となります。</p>
4	<p>一戸建て住宅 (車庫・納戸・便所)</p> <p>100 m<sup>2</sup></p> <p>  : 既存部分   : 増築又は改築部分         </p>	<p>【不要】</p> <p>既存一戸建て住宅に、100 m<sup>2</sup>の車庫・納戸・便所を増築又は改築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築又は改築に係る部分が一戸建て住宅の機能の一部ですが、非居室のみのため、中間検査の対象となりません。</p> <p>（新築等に係る部分が非居室のみの場合は対象外となります。）</p>

	事例（断面図）	解説
5	<p style="text-align: center;"><b>A 店舗</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>B 住宅等 (居室を有する)</b></p> <p>100 m<sup>2</sup> 3F 100 m<sup>2</sup> 2F 100 m<sup>2</sup> 1F 50 m<sup>2</sup></p> <p>  : 既存部分   : 増築部分 </p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>既存店舗に、床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>の住宅等の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の用途が住宅等の機能である居室ですが、床面積の合計が60m<sup>2</sup>を超えないため中間検査の対象となりません。</p>

	事例（平面図）	解説
6	 <p>道路</p> <p>一戸建て住宅 A 物置 B</p> <p>150 m<sup>2</sup> 70 m<sup>2</sup></p> <p>一の建築物</p> <p>： 既存部分</p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>既存一戸建て住宅Aの同一敷地内に 70 m<sup>2</sup>の建築物Bを増築（一の建築物としては新築）する事例です。</p> <p>建築物Bについて、一の建築物における新築に係る部分が物置であり、非居室のみのため、中間検査の対象となりません。</p>
7	 <p>道路</p> <p>A 一戸建て住宅（母屋） はなれ B</p> <p>150 m<sup>2</sup> 50 m<sup>2</sup></p> <p>一の建築物</p> <p>： 既存部分</p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>既存一戸建て住宅Aの同一敷地内に、床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>の建築物Bを増築（一の建築物としては新築）する事例です。</p> <p>一戸建て住宅の「はなれ」の新築は、運用上、60 m<sup>2</sup>を越えるもののみを中間検査の対象とします。よって、建築物Bは一戸建て住宅の「はなれ」で 60 m<sup>2</sup>以下のため、中間検査の対象となりません。</p>
8	 <p>道路</p> <p>住宅 50 m<sup>2</sup> + 店舗 20 m<sup>2</sup> B</p> <p>A 500 m<sup>2</sup></p> <p>一戸建て住宅+店舗</p> <p>： 既存部分</p> <p>： 増築部分</p>	<p><b>【必要】</b></p> <p>住宅と店舗を併用する既存建築物Aに床面積の合計が 70 m<sup>2</sup>（住宅部分 50 m<sup>2</sup>と店舗 20 m<sup>2</sup>）の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物として増築に係る部分Bに住宅等の用途を含み、増築部分の床面積の合計が 60 m<sup>2</sup>を超えるため、中間検査の対象となります。</p>

	事例（平面図）	解説
9	<p style="text-align: center;">道路</p>  <p style="text-align: center;">一戸建て住宅+店舗</p> <p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></span> : 既存部分  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></span> : 増築部分 </p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>住宅と店舗を併用する既存建築物Aに床面積の合計が70㎡（店舗70㎡）の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物として増築に係る部分Bに住宅等の用途を含まないため、中間検査の対象となりません。</p>
10	<p style="text-align: center;">道路</p>  <p style="text-align: center;">(入所者が使用する寝室を有しない)</p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>入所者が使用する寝室を有しない児童福祉施設等（通所施設）を新築する事例です。</p> <p>一の建築物における新築に係る部分に入所者が使用する寝室がないので、中間検査の対象となりません。</p>
11	<p>児童福祉施設等（入所施設であるが、増築部分に入所者が使用する寝室はない）</p> <p style="text-align: center;">道路</p>  <p style="text-align: center;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></span> : 既存部分  <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></span> : 増築部分 </p>	<p><b>【不要】</b></p> <p>児童福祉施設等（入所施設）の既存建築物Aに、床面積の合計が70㎡の児童福祉施設等（入所施設だが、増築部分に入所者が使用する寝室は有しない）の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物として増築に係る部分Bに住宅等の用途を含まないため、中間検査の対象となりません。</p> <p>（増築部分に入所者が使用する寝室を有しない場合は、児童福祉施設等（入所施設）であっても中間検査の対象とはなりません。）</p>

### 事例集 3 主要な構造

	事例（平面図）	解説
1	<p>道路</p> <p>A B</p> <p>1,500 m<sup>2</sup> 1,000 m<sup>2</sup></p> <p>3階 3階</p> <p>鉄骨造 RC造</p> <p>一の建築物</p>	<p>【主要な構造は鉄骨造】</p> <p>鉄骨造とRC造（鉄筋コンクリート造）の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは鉄骨造の部分（A=1,500 m<sup>2</sup>）になりますので、主要な構造は鉄骨造となります。</p>
2	<p>道路</p> <p>A B</p> <p>1,000 m<sup>2</sup> 1,000 m<sup>2</sup></p> <p>3階 3階</p> <p>鉄骨造 RC造</p> <p>一の建築物</p> <p>初めて特定工程に係る工事を終えた部分は、RC造</p>	<p>【主要な構造はRC造】</p> <p>鉄骨造とRC造（鉄筋コンクリート造）の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは鉄骨造とRC造の部分（A=B=1,000 m<sup>2</sup>）になりますので、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造から、主要な構造はRC造となります。</p>
3	<p>道路</p> <p>A(既存) B(増築)</p> <p>1,500 m<sup>2</sup> 1,000 m<sup>2</sup></p> <p>3階 3階</p> <p>鉄骨造 RC造</p> <p>一の建築物</p>	<p>【主要な構造はRC造】</p> <p>既存の建築物A（鉄骨造）にRC造（鉄筋コンクリート造）の部分Bを増築する事例です。</p> <p>一の建築物として増築に係る部分Bの構造がRC造のため、主要な構造はRC造となります。（中間検査を行う建築物の構造は、中間検査対象部分のみで判断します）</p>

※2以上の構造を併用している場合について、

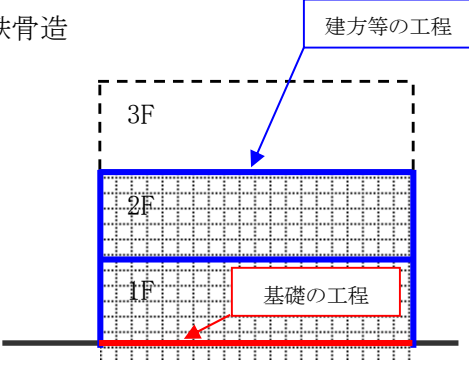
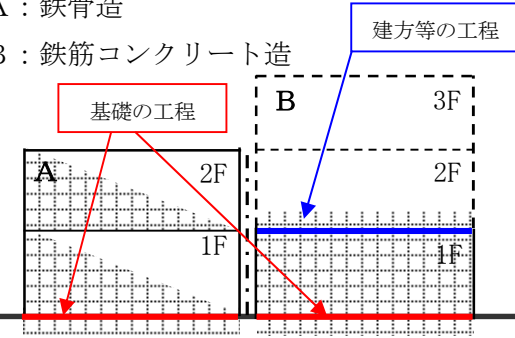
- 主要な構造の特定工程に係る工事が完了した後に中間検査申請をしてください。（検査日時等の調整は事前におこなっていただけて結構です。）
- 中間検査での検査対象は、主要な構造以外の構造の部分も含め、中間検査を申請した時点で施工されている部分となります。
- 主要な構造以外の構造の部分が中間検査を申請した時点で施工されていない場合は、その部分は中間検査を行いませんので、完了検査で検査することになります。

## 事例集 4 特定工程

【語句】「基礎の工程」・・・告示3（1）における特定工程

「建方等の工程」・・・告示3（2）における特定工程

	事例（断面図）	解説
1	<p>木造</p> <p>建方等の工程</p> <p>基礎の工程</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p>	<p>主要な構造が木造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎の工程である基礎の配筋工事が終了した時点で1回目の中間検査を行うことになります。（左図の赤線部分）</p> <p>また、木造の建方等の工程である屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事が終了した時点で2回目の中間検査を行うことになります。（左図の青線部分）</p>
2	<p>鉄筋コンクリート造</p> <p>建方等の工程</p> <p>基礎の工程</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p>	<p>主要な構造が鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎の工程である基礎の配筋工事が終了した時点で1回目の中間検査を行うことになります。（左図の赤線部分）</p> <p>鉄筋コンクリート造の建方等の工程である2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事が終了した時点で2回目の中間検査を行うことになります。（左図の青線部分）</p>
3	<p>鉄筋コンクリート造</p> <p>建方等の工程</p> <p>基礎の工程</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p>	<p>主要な構造が鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎の工程である基礎の配筋工事が終了した時点で1回目の中間検査を行うことになります。（左図の赤線部分）</p> <p>また、鉄筋コンクリート造の建方等の工程である2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事が終了した時点で2回目の中間検査を行うことになります。（左図の青線部分）</p>

	事例（断面図）	解説
4	<p>鉄骨造</p>  <p>基礎の工程</p> <p>建方等の工程</p> <p>3F</p> <p>2F</p> <p>1F</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p>	<p>主要な構造が鉄骨造の建築物を新築する事例です。</p> <p>基礎の工程である基礎の配筋工事が終了した時点で1回目の中間検査を行うことになります。（左図の赤線部分）</p> <p>また、鉄骨造の建方等の工程である鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事が終了した時点で2回目の中間検査を行うことになります。（左図の青線部分）（事例は建方工事を2層で行う場合）</p> <p>※一戸建て住宅の特定工程は、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事</p>
5	<p>A：鉄骨造 B：鉄筋コンクリート造</p>  <p>基礎の工程</p> <p>建方等の工程</p> <p>3F</p> <p>2F</p> <p>1F</p> <p>EXP.J</p> <p>EXP.J：エキスパンション・ジョイント</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p> <p>※ 鉄骨造の部分は、中間検査を申請する時点で施工されている場合は中間検査対象となります。未施工の場合は中間検査対象となりません。</p>	<p>鉄骨造と鉄筋コンクリート造の2つの構造を併用する建築物を新築する事例です。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち最大のは鉄筋コンクリート造になるため、主要な構造は鉄筋コンクリート造になります。</p> <p>基礎の工程については、主要な構造の区分に関わらず一の建築物の基礎の配筋工事が終了した時点で1回目の中間検査を行うことになります。（左図の赤線部分）</p> <p>また、鉄筋コンクリート造の建方等の工程である2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事が終了した時点で2回目の中間検査を行うことになります。（左図の青線部分）</p>

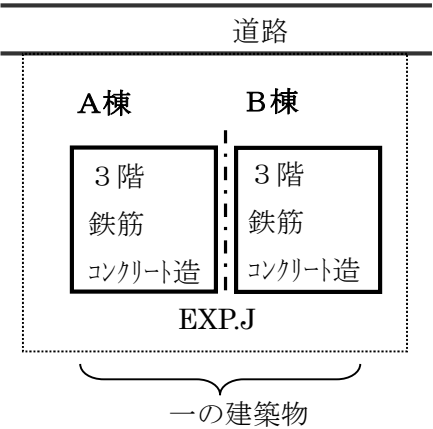
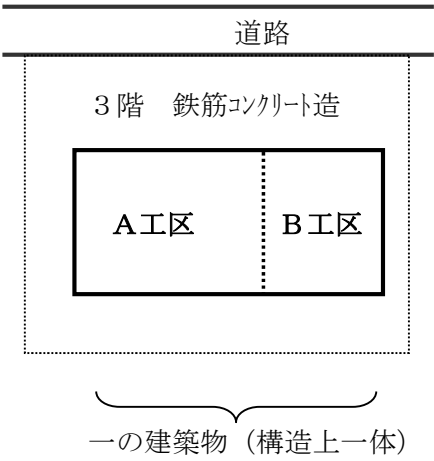
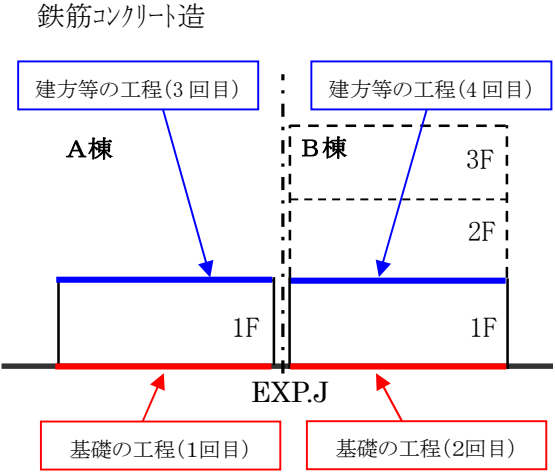
	事例（断面図）	解説
6	<p>鉄骨造</p> <p>建方等の工程</p> <p>6F</p> <p>5F</p> <p>4F</p> <p>3F</p> <p>2F</p> <p>1F</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>: 既存部分</p> <p>: 中間検査で検査する範囲</p>	<p>【特定工程の工事あり】</p> <p>既存建築物Aの上に、階数3の部分Bを鉄骨造で増築する事例です。</p> <p>基礎の工程は既存部分のため中間検査は不要となります。</p> <p>鉄骨造の建方等の工程である初めて施工する階の建方工事が完了した後に、中間検査を受ける必要があります。</p> <p>（事例は建方工事を1層ごとに行う場合）</p>
7	<p>鉄筋コンクリート造</p> <p>特定工程がない</p> <p>6F</p> <p>5F</p> <p>4F</p> <p>3F</p> <p>2F</p> <p>1F</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>: 既存部分</p>	<p>【特定工程の工事なし】</p> <p>既存建築物Aの上に、階数3の部分Bを鉄筋コンクリート造で増築する事例です。</p> <p>基礎の特定工程及び、鉄筋コンクリート造の特定工程である2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事がないため、中間検査を受ける必要がありません。（鉄骨鉄筋コンクリート造の場合も同様）</p>
	事例（平面図）	解説
8	<p>道路</p> <p>一戸建て住宅 A</p> <p>150 m<sup>2</sup></p> <p>※ひき家新築</p>	<p>【特定工程の工事なし】</p> <p>床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅をひき家で新築する事例です。</p> <p>一の建築物における新築に係る部分の用途が住宅等ですが、特定工程に係る工事がないため、中間検査の対象となりません。</p> <p>※階数が3を超える場合は、建方等の工程については同様ですが、基礎の工程がある場合は中間検査の対象となります。</p>



事例集5 法で定める特定工程と富士市の告示で定める特定工程を両方含む場合について

	事例（断面図）	解説
1	<p>共同住宅 A：鉄骨造 B：鉄筋コンクリート造</p> <p>法で定める特定工程</p> <p>富士市の告示で定める特定工程</p> <p>EXP.J：エキスパンション・ジョイント</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p> <p>※ 中間検査を申請する時点で施工されている部分は中間検査対象となります。</p>	<p>鉄骨造と鉄筋コンクリート造の2つの構造を併用する4階建ての建築物（共同住宅）を新築する事例です。</p> <p>富士市の告示で定める特定工程は、基礎の配筋工事と、主要な構造が鉄骨造であるため、初めて施工する階の建方工事となります。（事例は建方工事を2層ごとに行う場合）</p> <p>法で定められた特定工程は、鉄筋コンクリート造部分の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事となります。</p> <p>建方等の工程については、2つの特定工程を含むため、それぞれの特定工程に係わる工事が終了した時点で中間検査を行うことになります。</p>
2	<p>共同住宅</p> <p>富士市の告示で定める特定工程</p> <p>鉄骨造</p> <p>法で定める特定工程</p> <p>鉄筋コンクリート造</p> <p>：中間検査で検査する範囲</p>	<p>鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2つの構造を併用する6階建ての建築物（共同住宅）を新築する事例です。</p> <p>富士市の告示で定める特定工程は、基礎の配筋工事と、主要な構造が鉄骨造であるため、初めて施工する階の建方工事となります。</p> <p>法で定められた特定工程は、鉄筋コンクリート造部分の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事となります。</p> <p>建方等の工程については、2つの特定工程を含むため、それぞれの特定工程に係わる工事が終了した時点で中間検査を行うことになります。</p>

## 事例集 6 複数の工区に分けて施工する場合

	事例（平面図）	解説
1	 <p>EXP.J : エキスパンション・ジョイント</p>	<p>構造上独立した建築物A及びBを、EXP.Jを介して1棟新築する事例です。</p> <p>A棟とB棟が特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの棟で特定工程の工事が完了した後に、中間検査を受ける必要があります。</p>
2	 <p>一の建築物（構造上一体）</p>	<p>1棟の建築物をコンクリート打設数量等の理由により、平面的に打継ぎをして工区分けした事例です。</p> <p>AとBが特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの工区において特定工程の工事が完了した後に、中間検査を受ける必要があります。</p>
3		<p>構造上独立した建築物A（階数1）及びB（階数3）を、EXP.Jを介して1棟新築する事例です。</p> <p>A棟とB棟が特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの棟で特定工程の工事が完了した後に、中間検査を受ける必要があります。</p>

	事例（断面図）	解説
4	<p>鉄筋コンクリート造</p>	<p>斜面地に建つ階数が3の建築物を新築する事例です。</p> <p>建築物の部分ごとに特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれの部分で特定工程の工事が完了した後に、中間検査を受ける必要があります。</p>
5		<p>基礎のコンクリート打設で一部のピット等を先行打設する事例です。</p> <p>一部のピット等（建築面積の1/8以内程度）を先行打設する場合、それ以外の部分の基礎の配筋工事が終了した時点为基础の工程とします。この場合、ピット等の基礎配筋については写真等で確認することとなります。</p>
6	<p>基礎</p> <p>■：コンクリート打設範囲（1回目）</p>	<p>基礎のコンクリート打設を鉛直方向に分割して行う事例です。</p> <p>基礎の配筋を全て完了する前にコンクリートを先行打設する場合は、最初の打設を行う前の工程（原則として基礎梁の下端筋が見える状態とする）が特定工程となります。</p>